

公 告

令和 9 年産の麦に適用する 1 キログラム当たり共済金額を事業規程第 38 条の規定により別添のとおり公告する。

富 農 共 第 955 号

令和 8 年 8 月 19 日

富山県農業共済組合

組合長理事 森 雅志

○農林水産省告示第千百六十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

令和八年八月十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

地域	富山県
区分	1キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 140円 120円 100円 80円 59円 39円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 149円 127円 106円 84円 62円 41円 19円 14円 10円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 98円 85円 72円 59円 45円 32円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 107円 92円 78円 63円 48円 34円 19円 14円 10円 種子麦 180円 162円 144円 126円 108円 90円 72円 54円 36円 対象麦及び種子麦以外の麦 19円 14円 10円
2類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 179円 159円 138円 118円 97円 77円 56円 42円 28円 うち免税対象農業者に係るもの 188円 166円 144円 122円 100円 78円 56円 42円 28円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 129円 117円 105円 93円 80円 68円 56円 42円 28円 うち免税対象農業者に係るもの 137円 124円 110円 97円 83円 70円 56円 42円 28円 種子麦 293円 264円 234円 205円 176円 147円 117円 88円 59円 対象麦及び種子麦以外の麦 56円 42円 28円
3類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの 140円 120円 100円 80円 59円 39円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 149円 127円 106円 84円 62円 41円 19円 14円 10円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 98円 85円 72円 59円 45円 32円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 107円 92円 78円 63円 48円 34円 19円 14円 10円 種子麦（秋まき） 180円 162円 144円 126円 108円 90円 72円 54円 36円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 19円 14円 10円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 179円 159円 138円 118円 97円 77円 56円 42円 28円 うち免税対象農業者に係るもの 188円 166円 144円 122円 100円 78円 56円 42円 28円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 129円 117円 105円 93円 80円 68円 56円 42円 28円 うち免税対象農業者に係るもの 137円 124円 110円 97円 83円 70円 56円 42円 28円 種子麦（春まき） 293円 264円 234円 205円 176円 147円 117円 88円 59円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 56円 42円 28円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 89円 77円 64円 52円 39円 27円 14円 11円 7円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 82円 68円 55円 41円 28円 14円 11円 7円 ビール麦 118円 106円 94円 83円 71円 59円 47円 35円 24円 種子麦 173円 156円 138円 121円 104円 87円 69円 52円 35円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 14円 11円 7円

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 99円 85円 71円 57円 42円 28円 14円 11円 7円 うち免税対象農業者に係るもの 104円 89円 74円 59円 44円 29円 14円 11円 7円 ビール麦 133円 120円 106円 93円 80円 67円 53円 40円 27円 種子麦 186円 167円 149円 130円 112円 93円 74円 56円 37円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 14円 11円 7円
7類	対象麦（秋まき）
8類	うち課税対象農業者に係るもの 89円 77円 64円 52円 39円 27円 14円 11円 7円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 82円 68円 55円 41円 28円 14円 11円 7円 ビール麦（秋まき） 118円 106円 94円 83円 71円 59円 47円 35円 24円 種子麦（秋まき） 173円 156円 138円 121円 104円 87円 69円 52円 35円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 14円 11円 7円 対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 99円 85円 71円 57円 42円 28円 14円 11円 7円 うち免税対象農業者に係るもの 104円 89円 74円 59円 44円 29円 14円 11円 7円 ビール麦（春まき） 133円 120円 106円 93円 80円 67円 53円 40円 27円 種子麦（春まき） 186円 167円 149円 130円 112円 93円 74円 56円 37円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 14円 11円 7円
9類	対象麦
10類	うち課税対象農業者に係るもの
11類	143円 123円 104円 84円 64円 45円 25円 19円 13円 うち免税対象農業者に係るもの 151円 130円 109円 88円 67円 46円 25円 19円 13円 種子麦 247円 222円 198円 173円 148円 124円 99円 74円 49円 対象麦及び種子麦以外の麦 25円 19円 13円
12類	対象麦
13類	うち課税対象農業者に係るもの
14類	131円 112円 92円 73円 54円 34円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 78円 57円 36円 15円 11円 8円 種子麦 200円 180円 160円 140円 120円 100円 80円 60円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 78円 57円 36円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 83円 60円 38円 15円 11円 8円 種子麦（裸麦） 202円 182円 162円 141円 121円 101円 81円 61円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 15円 11円 8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。